

大和市告示第42号

大和市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第235号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「設置する」を「設置し、又はシステム等が設置された住宅を購入する」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 電力会社と電灯契約を締結している、又は締結する予定の者であること。
- (2) 本市において自ら居住し、又は居住を予定している住宅（店舗、事業所等との兼用の場合を含み、当該住宅の延べ床面積の過半が居住の用に供されるものに限る。）にシステム等を設置する者であること。
- (3) 本市の市税等に滞納がないこと。
- (4) システム等を設置する住宅が補助対象者の所有でない又は共有である場合は、所有者又は共有者から書面による設置の承諾を受けていること。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすシステム等（未使用品であり、かつ、リース契約により使用するものでないものに限る。）の購入及び設置に要する経費とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次に掲げる全ての要件を満たすシステムであること。

ア 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線（配電用変電所から電力を供給する配電線のうち100ボルト又は200ボルトの電線をいう。）及び逆潮流有り（太陽光発電の発電電力が当該住宅において消費する電力（この条において「消費電力」という。）を下回る場合は、電力会社から電力の供給を受け、発電電力が消費電力を上回る場合は、当該余剰電力を電力会社へ供給することができるシステムをいう。）で連系し、かつ、太陽電池モジュール

の最大出力値（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満であるもの

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条に定める性能、安全性等の技術的仕様を満たすもの（第9条に規定する実績報告までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定を受けたものに限る。）

(2) HEMS 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱（経済産業省20130305財資第5号）に規定するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（計測装置費に限る。）の補助対象となるシステムであること。

(3) リチウムイオン蓄電池 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱（経済産業省20170126財資第2号）第1条に規定する補助事業者が、同要綱に基づく補助を受けて実施する事業の補助対象となるシステムであること。

2 HEMS及びリチウムイオン蓄電池は、住宅用太陽光発電システムと併せて申請し、設置する場合に限り、補助の対象とする。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、設置するシステム等に係る補助対象経費の額がその額に満たない場合は、当該補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

第6条中「この補助金を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改める。

第7条中「受理した」を「受け付けた」に、「その適否」を「適否」に改める。

第8条第1項中「申請者は、補助金の交付決定後、その」を「補助事業者は、システム等の設置に係る」に改め、「承認を受け」を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「申請者」を「補助事業者」に改め、同条第3項中「申請者」を「補助事業者」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「申請者」を「補助事業者」に改め、「大和市住宅用太陽光発電システム等設置完了実績報告書」の次に「（以下「実績報告書」という。）」を加え、同条第1号中「申請者で」を「補助事業者であって、第6条の規定による申請をしたときから」に改め、同条第2号ただし書中「場合は」の次に「、」を加え、同条第6号中「その他」を「前各号に掲

げる書類のほか、」に改める。

第10条中「前条に規定する」を削り、「受理したときは」を「受け付けたときは、」に、「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付額決定通知書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付額確定通知書」に、「申請者」を「補助事業者」に改める。

第11条第1項中「申請者」を「補助事業者」に改め、「補助金の交付額の」を削り、同条第2項中「に規定する請求書の」を「の規定による」に改める。

第12条第1項中「補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）」を「補助事業」に改め、同条第2項中「補助金受給者」を「補助事業者」に、「貸付け」を「貸し付け」に改め、同条第3項中「補助金受給者」を「補助事業者」に改め、同条第4項中「受理した」を「受け付けた」に、「補助金受給者」を「補助事業者」に改める。

第13条第1項中「補助金受給者」を「補助事業者」に改め、同項第2号中「補助金交付の条件」を「この要綱の規定」に改め、同条第2項中「補助金受給者」を「補助事業者」に改める。

第14条第1項中「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金返還命令書」の次に「（次項において「命令書」という。）」を加え、同条第2項中「補助金受給者」を「補助事業者」に、「に規定する」を「の規定による」に改める。

第15条中「がある場合」を「と認めるときは」に、「及び」を「、」に改める。

第16条中「補助金受給者」を「補助事業者」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。